

当機構の3月の専門研修で受益者連続型信託の典型例を取り上げます。皆様のご参加をお待ちしています。

### 受益者連続信託の活用

専門家の皆様にこの信託を活用していただきたいと思い、第145回ニュースレター（令和4年12月25日発行）で「受益者連続型信託を改めて考える」を執筆しました。民事信託の歴史が長い米国ではこの信託が多用されていますが、その歴史が浅い日本では、この信託がまだ十分活用される状況ではありません。これは次のような問題点があるからです。一つには跡継ぎ遺贈型の受益者連続信託に係る遺留分の侵害額請求への対応です。既にその下級審の裁判例があります。もう一つは受益者連続信託に係る税務の特例です。租税法学者を始め税務の専門家のほとんどがこの特例を批判しています。更にこの信託の期間が長いので、時間の経過と共に委託者の思いが忘れられ、推定相続人間の資産承継の不均衡から生ずる紛争の危険があり、受託者が信託財産の管理を怠り、資産が散逸する危険もあることです。そこで、3月の専門研修でこの信託の典型例を題材として専門家の皆様と計数的にその問題点を共有しその対応策については検討したいと思えます。

### 遺留分侵害額請求

侵害額請求の時点は、資産の生前贈与や遺贈の場合は資産相続の発生の時点ですが、受益者連続信託の場合も第一次の受益権承継時点です。侵害額請求の相手は、前者の場合は資産の受贈者及び受遺者であり、後者の場合は受益権説に立てば受益権の受贈者及び受遺者です。これは受益権が複層化されていても同様に考えることができます。跡継ぎ遺贈については、遺言者が資産の受贈者及び受遺者にこれを強制することができませんが、委託者は信託の受託者の権限によりこれを確実に執行することができます。受益者連続信託の問題はその受益権に跡継ぎ遺贈の条件が付款しているため、その権利の実現が不確定であり、そのため第一次の受益権承継時点では、受益権の金額評価をすることが困難なことです。民法は条件付の権利又は存続期間の不確定な権利は

鑑定人の評価によるとしてはいますが、その評価基準が不明確です（1043条2項）。

### 受益者連続信託の受益権課税

資産の生前贈与や遺贈の場合は相続の発生時に相続財産の全額を課税します。受益権を複層化して収益受益権と元本受益権に分割しそれぞれの受益権を生前贈与や遺贈した場合は、その信託が通常信託であれば、それぞれの受益権の評価額について課税し、両受益権を合わせて相続財産の全額を課税します。これに対し受益者連続型信託の場合は特例（相続税法9条の3第1項）により収益受益権について権利の取得時に信託財産の全額を課税し、元本受益権について財産の受領時に信託財産の全額を課税するので、一回の相続にも拘わらず信託財産が2回課税されます。この特例は跡継ぎ遺贈型の受益者連続型信託を念頭に導入されたようですが、跡継ぎ遺贈型でない信託にも適用され、その適用範囲が不明確です。税務当局は特例の見直しの要請に対し、受益者連続信託の事例が少ないので、見直しの検討ができないと弁明しているようです。

### 受益者連続信託の典型例

そこで、この信託の問題点を計数的に明らかにすべく、その典型例を資産の生前贈与や遺贈の場合との対比で検討します。具体的には遺留分侵害額を受益者へ請求した結果、各受益者の承継財産額がどのようになるか、また各受益者の相続税課税後の純承継額はいくらになるかを計算します。信託の種類については、受益権を複層化した信託と通常信託を対比し、信託期中に財産を処分しない信託と処分する信託を対比して検討します。その検討過程において、信託をした場合と信託をしない場合との対比で、民法及び相続税法の適用に関し多くの疑問が湧いてきます。筆者は信託財産の全額課税に異を唱えるものではありません。各受益者の財産の受領額が公平であるか、各受益者の相続税課税額が中立的であるかを考えます。なお障害者保護を目的とする信託の受益権を承継させる事例もあわせて検討します。

（民事信託活用支援機構代表理事 高橋倫彦）